

自転車マナーアップ強化月間

自転車の交通ルールと運転マナーを守って、交通事故をなくしましょう。
 固総務交通室(佐竹台1)TEL6872・6136FAX6872・1652)

⚠️ ヘルメットを着用しましょう

自転車利用時のヘルメット着用が努力義務となっています。自転車乗用中の事故による頭部損傷は、死亡につながる可能性が非常に高く、頭部を守ることが重要です。大切な命を守るため、大人も子供もヘルメットを着用しましょう。

⚠️ 自転車の交通違反に反則金

道路交通法が来年4月1日(水)に改正されます。自転車運転中のながらスマホや、信号無視、一時不停止などの違反行為に対し、16歳以上の場合は交通反則通告制度(青切符)が適用されるようになります。

主な違反行為と反則金

ながらスマホ	1万2000円
遮断機の下りた踏切への立ち入り	7000円
信号無視	6000円
スピードを出して歩道の通行	
一時不停止	5000円
イヤホンで音楽を聴く、傘差し運転	
2人乗り	3000円



交通反則通告制度とは

運転者が反則行為をしたときに、警察官から交通反則告知書(青切符)と納付書が交付されます。納付期限内に反則金を納めることで、刑事罰が科されない制度です。

放置自転車の減少で駅前の環境が良好に

自転車利用者のルールの順守、マナー向上によって、自転車放置禁止区域内の放置台数は減少しており、駅前広場や周辺道路は、安全な通行環境や景観が保たれつつあります。休日や夜間でも、市営自転車駐車場を利用するなど、引き続き協力をお願いします。

自転車などに関する総合窓口 自転車コールセンター TEL6170・1727

月～金曜日、第1日曜日、第3土・日曜日 午前9時30分～午後6時30分(祝・休日、年末年始は除く)

市営自転車駐車場の場所・使用時間の案内、移送された自転車・原動機付自転車の問い合わせや保管所の案内など。